

契約書（案）

公益財団法人神奈川県公園協会 理事長 横溝 博之（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 トイレットペーパー（以下「物品」という。）の買入
(1箱あたりの単価契約)
- (2) 物品の内容 「トイレットペーパー供給業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約単価 芯無し①(幅114mm)48ロール/箱：金〇,〇〇〇円/箱
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)
芯無し②(幅100mm)50ロール/箱：金〇,〇〇〇円/箱
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)
芯有り(幅114mm)100ロール/箱：金〇,〇〇〇円/箱
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円)
- (5) 納入場所 「令和8年度（2026）トイレットペーパー供給業務配送先一覧」のとおり
- (6) 代金支払場所 公益財団法人神奈川県公園協会指定金融機関
GMOあおぞらネット銀行株式会社 法人第二営業部支店

（納入）

第2条 受注者は「令和8年度（2026）トイレットペーパー供給業務配送先一覧」のいずれかに所属する職員（以下、「注文者」という。）より別紙「専用オーダーシート」により発注を受けた場合は、注文書のとおり物品を梱包し、注文者へ納品書を添付し納品する。このときの送料については受注者が負担するものとする。

（検査）

第3条 受注者より納入された物品を注文者が検査し、検査の結果不良品があるときは、受注者は当該物品を遅滞なく引取り、注文者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

（代金の支払方法）

第4条 注文者が毎月の検査を完了した後に受注者から適法な請求書を受理したときは、発注者は速やかに代金を支払うものとする。ただし、受注者の都合により代金の受領が遅れても、発注者は遅延利子支払の責めを負わないものとする。

（履行遅滞）

第5条 受注者が物品を納入期限までに納入しないときであっても、注文者が特に必要と認めた場合には、納入期限の延期を承認することができる。

2 受注者の責に帰すべき事由により納入期限を遅滞したときは、違約金を徴収する。ただし、前項の規定により注文者が納入期限の延期を承認した場合を除く。違約金は納入期限の翌日から起算して納入当日までの日数に応じ、法定利率の割合で計算した額とする。ただし、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収し

ない。

- 3 天災地変等の事由によるもので、注文者がやむを得ないと認めるとき又は注文者の都合により納入が遅れたときは、違約金を徴収しない。
- 4 第3条及び第9条に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないとき又は物品の補修をしないときは、前3項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(一般的損害)

第7条 物品の引き渡し前に物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち注文者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者損害)

第8条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、注文者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 注文者は、契約の履行の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が注文者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、注文者に不相当な負担を課するものでないときは、注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、注文者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持等)

第10条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができるものとし、この場合、違約金として、入札執行時に示した発注予定数量に売買単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 受注者が仕様書に規定する納入期限又は第3条若しくは第9条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為があると発注者が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) この物品の納入を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの物品の納入の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条(受注者の解除権)の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 第6条(権利義務の譲渡)の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (8) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第14条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいい。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (9) 本契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同法第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第8号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として入札執行時に示した発注予定数量に売買単価を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項第8号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した発注予定数量に売買単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額がこの項に規定する賠償金の額を超える場合には、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（賠償金等の徴収）

第13条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき法定利率の割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第14条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告

するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わない。

(訴訟の提起)

第17条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、公益財団法人神奈川県公園協会諸規程に基づくほか発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約に締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者との両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 横浜市中区扇町三丁目8番地8

公益財団法人神奈川県公園協会

理 事 長 横溝 博之 (代表者印を押印)

受注者 ○○市○○区○○町○丁目○番○号

○○○○○○ (社名)

○○○○ ○ ○ ○ ○ (代表者の職、氏名)

(代表者印を押印)